

令和7年度（2025年度）医療勤務環境改善支援事業 概要

1. 目的

医療機関による主体的な勤務環境改善に向けた取組を推進することにより、医療従事者の確保を図ることを目的とする。

2. 補助事業者

補助事業者は、次の全ての条件を満たす医療機関の開設者とする。ただし、医師事務作業補助者（以下「補助者」という。）の配置については、診療所及び別表1に掲げる病院（知事が指定又は認定した周産期母子医療センターを設置している病院を除く。）を除く。

- (1) 「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」（厚生労働省告示第376号）に基づき、勤務環境改善計画を策定又は策定に着手していること。
- (2) 北海道医療勤務環境改善支援センターと連携して事業を実施すること。

3. 補助事業等

この補助金の補助事業等は、勤務環境改善計画に関連して実施する次の事業とし、補助を行う期間は2年間を上限とする。なお、補助者の配置については、継続して雇用した場合に限り2年間を補助対象とする。

- (1) 医療機関が独自に行う勤務環境改善に係る研修会等の実施
- (2) 医療機関における経営診断や職員満足度調査等の実施
- (3) 就業規則等の諸規定の整備等
- (4) 補助者の配置

4. 補助対象経費

この補助金の対象経費は、別表2の2欄に掲げる経費とする。

(別表1)

- | | |
|---|---|
| 1 | 補助申請時点において、診療報酬「医師事務作業補助体制加算」1又は2を届け出ている医療機関 |
| 2 | 特定機能病院 |
| 3 | 「救急医療対策事業実施要綱」（昭和52年7月6日医発第692号）に規定する第三次救急医療機関、小児救急医療拠点病院 |
| 4 | 「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号）に規定する災害拠点病院 |
| 5 | 「へき地保健医療対策事業について」（平成13年5月16日医政発第529号）に規定するへき地医療拠点病院 |

- 6 地域医療支援病院
- 7 申請前1年間の緊急入院患者数が50名以上の医療機関
- 緊急入院患者数とは、救急搬送により緊急入院した患者数及び当該医療機関を受診した患者であって、医師が診察等の結果、緊急に入院が必要と認めた重症患者のうち、緊急入院した患者数の合計をいう。

(別表2)

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
<p>1 医療機関につき</p> <p style="text-align: center;">3, 0 0 0 千円</p> <p>ただし、医師事務作業補助者の配置については、補助者1人当たり月額250千円を上限</p>	<p>報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記経費に該当するものに限る。）、研修受講に係る負担金（補助者の配置の場合に限る。）</p>	<p>1 / 2 以内</p>